337.
I97

中央大學文化科學原理
研究會叢書 第三號

貨幣の本質に就いて

同會編

0027247000

0027247-000

３３７．１－Ｉ９７ウ

貨幣の本質に就いて

岩田新・著

中央大学文化科学原理研究会

昭和１７

ADH

9
1

中央大學文化科學原理研究會叢書　第三號

貨幣の本質に就いて

岩田新

本文は昭和十六年二月二十七日教授岩田新氏が
本研究會に於て研究報告を爲したるものなり

332.1
I.97

貨幣の本質に就いて

岩田新

大變お忙しい所をお集り下さいまして感謝致します。この會に入れて戴きましたのは、まだそんなに古くありませんので、何方かと申しますと、會の性質、模様などをよく呑込まして戴いてから、何か報告をさして戴く様に、さう云ふ風にお願もしてありましたので御座いますが、今度は外の先生方も御都合がよくない、是非私にと云ふことで御座いましたが、まだ準備する暇も何も御座いませんし、お斷りしたいのは山々であつたので御座いますが、何うしても許すことが出來ないと云ふ達つての御命令でございますので、それで私考へましたのに、何か自分で研究致しましたことを纒めて、それを御報告すると云ふのが、普通の研究會で御座いますが、この原理研究會は、法律だけではなく、幸ひに經濟學、商業學の大家がお出でですから、自分は斯う云ふ風に考へて行きたいと云ふことを申上げるだけでも有益であると思ひまして、それに對して何か御批判を戴き、御是正を戴くことが出來れば、私自身は勿論、又學問に取つて有益ではないかと考へまして、今日の所は全く不用意で、何の材料もなく、雜談を致す様なもので御座いますが、悪しからずその點お容しを願ひたいと思ひます。

講演の題目は「貨幣の本質に就いて」と書いて配られた様ですが、貨幣の本質に就いて御高教を願ふと云ふことを書いて下さいと、幹事の方には申したのでありますが、お書落しの様で、私自身の氣持は自分の勝手なことを云はし

963
125

て貰つて、御高教を仰ぐと云ふので、幸ひ今日は山崎先生もお出で下さいまして、本當に有難く存じて居ります。何うか十分に一つ御批判を願ひたいと思ひます。

貨幣の本質と申しますと、經濟の方になりますが、私は矢張り法律の問題として、夫を考へて見たいのであります。それで貨幣の本質などと大きな、烏滸がましい題を付けた譯は、メタリズム、ノミナリズムの問題に觸れて參るので、法律上の問題と致しましては矢張り貨幣は價値の表象と云ふ樣に見て、一種の無體物と見るか。又は金錢が有價證券と同じ樣に有體物で、一種の動產であると見るか。その問題なんで御座いますが、法律上の動產か、不動產かと云ふことを決めるには、夙ひ貨幣の本質論に入るだらうと、自分でさう素人考に考へて、こんな厚かましい題を付けました樣な譯で、これからお話することはちつとも貨幣の本質に觸れてゐないではないかと云ふことを云はれるかも知れないと思ふと、甚だ汗顏の至りで御座います。

矢張り法律のことで御座いますが、民法では金錢と云ふ字を貨幣と云ふ意味で使つて居ります。初學者は間違へて金錢と貨幣は違ふのではないかと云ひますが、金錢と云ふのは、貨幣のこと、ダルジャン、ゲルト、マネーと云ふ意味であると教はつて居りますので、これが經濟學の貨幣だと思ひます。古い法律には金銀と云ふ字を使つて居ります。例へば利息制限法には金銀貸借であると云ふことを私は最初梅先生から教へられたのであります。明治以來の慣習は金子、金圓、金員、などといひ、いづれも法律的に云へば皆金錢のことであると教へられて居ります。民法は金錢と云ふ言葉を普通に使つて、その外に通貨、現に流通に置かれてゐる貨幣と云ふことで、第四百二條、第四百三條、第四百六十三條などに使つて居ります。貨幣と云ふ言葉は民法には使つては居らない樣に考へます。民法起草者は貨幣法に使つてゐる貨幣といふ言葉を避けて、慣用上の言葉として金錢と云ふ言葉を使つて居るか。今朝私はずつと前に自分で作りました民法の語彙を引張り出して、序でに商法も出して見ましたが、これは自分でやつたのがありませんので、岩波の六法全書を今朝出して見ましたが、これはあまり完全でありませんから自分で作りました民法の語彙だけを申上げますと、色々に使つて居ります。第一に「金錢其他ノ物」、裁判所の人は物と讀んで居りますが、これは有體物を示したものであります。私は梅先生の使はれた言葉を傳へる意味で、「もの」と讀んでをります。これが民法の普通の用例で民法第八十八條、第百六十三條、第三百四條、第五百八十七條、第六百四十六條、第六百四十九條でありますが、この使ひ方は商法にもありまして「金錢其他ノ物又は有價證券ノ給付ヲ目的トスル有價證券」——新商法第五百十八條、第五百十九條であります。これは金錢を有體物と見てゐる法文上の根據であります。「其他ノ物改正」として、金錢ヲ有體物の代表的なものとして扱つて居るのであつて、この「其他ノ物」といふ、それは「金錢及其他ノ物」と云ふ樣に解釋してゐる人もある樣でありますが、本來は「其他」と云つた場合は後に來る概念中に含まれてゐると云ふ意味に承知して居ります。即ち、「金錢其他ノ物」と云ふのは、金錢も亦物であると云ふ言葉を使つて、法律上金錢と云ふのは、即ち貨幣だと解釋して居ります。民法はこれに就いて、何う云ふ用例をしてゐるか。

次に第二に「債權ノ目的物ガ金錢ナルトキ」、債權の目的が金錢なるときとあると云ふと無體物になるかも知れぬが、これは有體物と、「物」を入れて使つて居りまして、第三百六十七條第二項、第四百二條で御座います。同じ樣な要領で「債權ノ目的物ガ金錢ニ非ザルトキ」、第三百六十七條第三項に使つて居ります。金錢に非さるものの「モノ」は必ず假名で書きます。これは無體物も含むと云ふことになつて居ります。「金錢ニ非ザルモノヲ以テ損害ノ賠償ニ充ツベキ」場合、これが第四百二十一條であります。これは非さる方を云つてゐるが、金錢が有體物か何うかと云ふ

ことは、直接には決めて居りません。「モノ」の中には有體物も入ります。「金錢ヲ目的トスル場合」、これは無體物としても讀めないことはない。第四百二條、第千百三條であります。次に出資の目的が金錢である場合は、これは債權の目的が金錢である場合の一つで、第六百六十九條であります。次に出資の返還に金錢を以つてする場合といふのが、組合の所にあります。組合員中に脫退者があると、脫退の計算をするが、「脫退シタル組合員ノ持分ハ其出資ノ種類如何ヲ問ハズ金錢ヲ以テ之を拂戻ヲスコトヲ得」——第六百八十一條であります。即ち出資の目的は何であつても、其返還には金錢を以つてすることを得ると云ふのであります。原狀回復義務を規定してゐる第五百四十五條第一項にも返還すべき金錢には利息を附けることを規定してをります。返還する目的が金錢であると云ふことは有體物、無體物を含むから直接の例にはならないが、特に其例として、はつきり「物」と明言してゐる場合を申上げました。

第三は金錢の所有權と云ふ用例であります。所有權は申す迄もなく、有體物に就いて存するのであります。金錢の所有權は、金錢を有體物と見てゐる證據であります。それは民法第五百八十六條であります。同條は大變に金錢の性質を說明するに役に立つ規定でありますが、同條第一項に「金錢ノ所有權ニ非ザル財産權ヲ移轉スル」と云つてをり、第二項に「金錢ノ所有權ヲ移轉スル」と云つて居ります。同じ用例として、金錢の寄託があります。寄託は有體物の代理占有で、所持を移轉するもので、その目的物は有體物であります。それが金錢の寄託と云ふ樣に使はれてをるのであります。即ち第九百二十七條であります。後見人は何れだけの金錢を寄託すべきかと云ふ規定であります。矢張り後見の所で、第九百四十條第二項に「被後見人ノ金錢」と云ふ言葉が使つてあります。それは被後見人の所有に係る金錢と云ふことであつて、矢張り有體物といふ意味であります。即ち此の第三種の用例は直接に金錢を以つて有體物と見てゐる根據になる規定許りで御座います。

それらが金錢と云ふ言葉の使ひ方であります。その外には金額と云ふ言葉を大變使つて居ります。それは金錢の量を云ふのでありませうか。金錢に見積り得る分量で御座いまして。それを金額と云つて居りますが、これが矢張り計算上の數量を示す所に額と云ふ言葉を使つた場合と、數量に依つて示されてゐる有體物自體を、即ち金錢そのものを金額と云つてゐる場合とに分れて居ります。法律的に議論すれば議論にはなりますが、こんな使ひ方があると云ふことだけの御報告を申上げて置きます。損害賠償の額は金錢にて定めると云ふ規定が御座います。第四百十七條、第四百十八條、第四百二十一條であります。數量といふ意味の額で御座います。「金錢ニ見積ルコトヲ得ザルモノ」、これが有名な民法第三百九十九條で、金錢に見積ると云ふのは金額と云ふことに違ひないが、金錢に見積るといふ言葉で金額即ち金錢の量を現してをるのであります。そして、それを債權の目的としないと云ふことであつて、これは議論にならざるを得ないが、只今は議論は致しません。それから金額と云つてをるのは、「費シタル金額」(第二百九十九條)「費スベキ金額」(第九百二十四條)。雇人の給料の金額(第三百九條)、これこそは金錢そのものではなくて、一定の額、金錢の分量を云ふに違ひないので座います。賃借權の讓渡又は轉貸の場合に「讓受人又ハ轉貸人ノ受クベキ金額」(第三百十四條)、これは兩義のどちらにも取れますが、抵當權の滌除の場合の滌除金額(第三百八十三條、第三百八十四條)。抵當權の執行に依つて得た金錢を配當する場合にも「配當スベキ金額」と云ふ言葉を使つて居ります(第三百八十四條)。又「返還スベキ金額」(第五百八十二條、第九百四十條)。「金額ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタル」、といふ言葉を使つて居ります(第千百三條)。これは矢張り金錢それ自身の遺贈と云ふ風にも取れますが、金錢の一定の分量の方からも取れます。

さう云ふ樣な使ひ方の內で特に取り上げて見たいと思ひますのは、金額と云ふ言葉を金錢と同じ意味に使つてゐる

場合であります。今擧げた中にも幾分含んでゐると思ひますが、さう云ふのを二つ、三つ拾ひ上げて見ますと、「金額ノ供託」と云ふ言葉が民法第三百六十七條、第三百七十八條、第三百八十三條、第三百九十四條に現れて居ります。これは辨濟供託の場合でありまして、その法律上の性質は寄託であると云ふことが、恐らく爭ひなく承認されて居ると思ひます。さうすると寄託の目的は有體物でありますから、この金額の供託は先程の金錢と同じ意味で金額と云ふ言葉を使つて居るのであつて、それが一定額の金錢と云ふ意味になるのであります。又第六百四十七條に「引渡スベキ金額」と云ふ言葉を使つて居ります。引渡は占有の現實移轉でありますから、アップレヘンジオン(Appréhension)に依る場合であります。これは目的物は有體物に限つてゐると思ひます。無體物の場合は引渡と云ふ言葉は使はれないのであります。廣い意味で占有權の移轉と云ふ意味で使つてゐることもありますけれど、それは略式の占有取得を云ふのであつて、その場合でも矢張り目的物は有體物であります。その引渡すべき目的物が金額だと云ふのでありますから、詰り金額と云ふ話を有體物と云ふ意味に使つて居ります。又「返還スベキ金額」と用ゐてをる場合が第九百四十條にありますが、これも或は引渡と同じ意味かも知れないのであつて、返還債務の履行として、引渡すべき債務と考へます。すると「返還スベキ金額」も金錢の現實引渡とすると有體物と云ふことになるのであります。

これが金額といふ語の用例であります。それから熟語を少し調べたのでありますが、代金と云ふ言葉は法律上は賣買の代價に限ります。代價といふ言葉は廣く用ひますが、代金と云ふ言葉は外の場合には使ひません。代金は第五百五十五條、第五百六十三條、等、十四箇所に使はれてをります。商法にも代金と云ふ言葉は使はれて居りますが、これは省きます。それから賃金、これは貸貸借の代價であつて、金錢に限らず、外のものも這入ることを梅先生も申されて、私共もその意味でこの言葉を使つて居りますが、大審院は賃料と言つて居ります。賃金は「勞力者及ビ藝人ノ賃金」と民法第百七十四條にあり、又第三百二十四條に農工業勞役者の賃金の規定があります。賃貸借の定義を定めた第六百一條にもはつきり賃金といふ語を使つて居ります。次に代價といふ語は代金と同じ意味だと思ひますが、又抵當權の實行に於いて競賣手續に依つて得た金額でも、代價と云ふ言葉を使つて居ります。民法起草者は競賣の結果當事者間に賣買が成立すると云ふ見方でありまして、代價と云ふ言葉は代金と同じ意味に使つてゐると存じます。第百七十三條、第百七十四條、等十七箇所であります。商法にも御座いますが、これは省略しますが、唯改正商法第五百二十七條第一項に「其代價ヲ保管又ハ供託」と云ふことを云つて居ります。これは民法の方で申しました金額の供託と云ふのと餘程似たものであります。供託は寄託であるとしますと、この場合に代價は價額ではなく、價額に依つて表象されてゐる有體物といふことになります。これは一寸珍らしい使ひ方と存じます。

以上一通り調べた所に依りますと、民法、商法の用語では、貨幣を以つて有體物と見て居り、その所有權の成立を認めて居るのであります。だから普通吾々が民法の解釋として、民法は金錢、貨幣を以つて有體物と見て居る。さうして有體物は動產、不動產に分れる。不動產が土地及び土地の定着物。その他のものは動產とすると云ふのだから、この金錢所有權は民法の見解に從へば動產所有權である。金錢は動產であると考へなければならぬ。これは明治以來普通に行はれてゐる解釋であつて、私は崇敬してゐる梅先生の解釋を今日迄續けてゐるのでありますが、それに對して矢張り、經濟學の方から色々議論が起つて參りましたし、私も貨幣價値の問題について研究し始めてから最早二十年になりますが、私は留學中に事情變更の原則を研究致しまして、貨幣の內部的價値、外部的價値と云ふ言葉を覺え、當時それを發表したことがありました。それ以來經濟學者の意見も色々聞いて生囓りながら色々と考へて居りましたのですが、あの當時はまだ金屬學說が支配して居つたかと考へます。その後若い學者から、學說の變はつたことを聽

きましたが、こゝにお出での山崎先生がわが國に於ける名目學說を御主張になつたさうで、當時先生の本を讀む樣な暇も力もなかつたものですから、友人を通じて聞いて居りましたので御座いますが、殊に今度の時局になりましてから、歐洲各國にもこの學說が盛んに出て來たさうでありますが、この問題を我々民法學者として何う見るか。法律學者としてじつとしてゐられないので、まだ緒に就いてない儘に、今晩未熟な考を申し上げて、お敎へを乞ひたいと考へた譯であります。

然らば既往において法律の方で何んな樣な問題が起つたかと申しますと、民法制定は明治二十九年で御座います。我國で金貨本位を採用したのはその翌年、明治三十年だと承知致して居ります。それでありますから、當時の政府當局なり、學者なりが、貨幣價値を一定させなければいけない、と考へ貨幣價値の變動と云ふ樣なことは眼中に置かないで書いたものに違ひないと思ひます。さう云ふ譯で、はつきり誤解のない樣にと民法は貨幣を有體物と見たと云ふことを示す用語を使はれたので、恩師梅先生も、その意味で貨幣は有體物だと私共に敎へられたのだらうと思ひます。然るに前の世界戰爭の時に、獨逸で發展致しましたのが事情變更の原則で御座います。それを私が日本に持つて歸りましたのは大正十二年のことで御座います。その時も先刻申しました通り當時私の交際致してをりました經濟學者達は矢張り金屬學說を採つて居つたのであります。立法の沿革を考へても、佛蘭西民法にはポチエー以來ノミナリズムが行はれて居つて、佛蘭西民法第千八百九十五條は、これは消費貸借の規定で御座いますが、明かにノミナリズムが採用された規定であると云はれて居ります。その規定は、一寸讀んで見ますと、(原語で朗讀)斯う云ふ樣に譯していゝか、何うか。金錢を以てする消費貸借、詰り金錢消費貸借と云ふのでありませう、金錢消費貸借より生ずる債務は常に契約に定めたる數額に依つて返還するより外はない——これが第一項であります。支拂の時期の前に通貨の

增加又は減少のあつた場合には、債務者はその借受けた數額を返還することを要する——この借受けた額を支拂の時に流通する通貨に於て返還することを要する。me doit rendre que であります から、支拂時期に於いて行はれてゐるその貨幣價値に依つて支拂はなければならない。斯う云ふ意味になるに違ひないのであります。この規定は明かに金錢の價値の變動に依る增額若くは減額の請求權を認めてゐる規定であると解せられてをります。初めはさう云ふ樣に扱つてないのでありますが、中頃からさう云ふ樣になつたのであります。前次の世界大戰以來芽を吹出した事情變更の原則が金錢に適用せられたときには減少の方は云つて居りません。殆ど金錢騰貴許りを云つて居ります。Aufwertung と云ふ言葉で云つて居つて、勿論それは Entwertung の場合も考へなければならぬが。

大正十年でありますか、我國の借地法、借家法が出來ましたときに、同法に取り入れましたのは、矢張りこの貨幣價値の變動の問題も、かやうに初めは借賃の增額若くは減額の請求權として認めて居るのでありますが、さう云ふ樣な原則が既に佛蘭西民法に於て百何十年前に取り入れられてをり、十八世紀の終りに佛蘭西にはさう云ふ學說が支配して居つたと云ふことが、沿革的に解るのであります。同民法の基礎をなす學說として有名なポチエーを梅先生は非常に尊敬して居られまして、度々私共に向つて說明中に引用されたのでありますが、この貨幣價値の問題に就きポチエーがそんなことを云つてゐると云ふことは先生からは敎はらなかつたのであります。それは何う云ふ譯か想像することは出來ませんし、これは後程山崎先生なりにその他御列席の經濟學の諸先生から敎へて戴きたいのでありますが、日本では金貨本位を採用する前に、大分貨幣價値の變動で惱んだ時期があつたさうでありますから、經濟上の變動に從つて債務額が增加したり、減少したりするのでは、安定した法律生活が出來ないから、はつきりした貨幣制度を作り上げると共に、增額、減額などゝ云ふことは認めない方がいゝのだと。斯う云ふ思想が支配して、さうして今の民

法の規定になつたのではないか。これは私の想像でありますがいづれ舊民法以來、ボワソナード以來の考へ方を調べて見たいと思つて居りますが、今晩はまだその用意がないので御座います。

兎に角大正時代になりましてからは、貨幣價値の變動を考へるやうになりました。さうしてそれは金屬學說の影響でなく、名目學說の影響で出來上つたものと存じますが、金屬學說に於いても貨幣價値の變動は成立つものか否かも教へて戴きたいのであります。日本の法律家が民法起草者とは違つた考へ方を持つ樣になりましたのは、確かに經濟學說に於ける名目學說の影響を受けたために違ひなかつたと信ずるのであります。その結果と致しまして、學者の中にも、判例にも、金錢は物に非ず、即ち有體物でないと云ふ說が現れて參つたのであります。有體物でないと云ふことは、無體物であると云ふことを承認したものか。これはもう一度議論が發展しませうが、金錢は物に非ずと云ふ見解をとつた判例もあります。又これは餘程不思議であるが、金錢は物である。有體物であるけれども、動產でも、不動產でもないとして、民法第八十五條を改めた解釋などもあります。

日本で、かういふ考へ方の起きて來たと前後して、獨逸のライヒスゲリヒトが致しました判決に、貨幣價値の問題が取り上げられました。外部價値、內部價値と云ふ言葉を使ひまして、さうして金錢の外部價値の變動は裁判に於いて斟酌すべき限りでないけれども、然し金錢の內部價値の變動は、公平の Anspruch と云ふ言葉を使つて居りますが、均衡と譯してよいかと存じます。均衡をはかるために內部價値に相當するだけは認めなければならぬ。さう云ふ判決の出てゐる內に、獨逸の經濟學界で貨幣價値について盛んに議論した結果として、ライヒスゲリヒトは斯う申しました。Geld の Inngewert は不明瞭である。これはあると云ふ說もあるし、ないと云ふ說もある。裁判官はさう云ふ標準に依つて、事件を判決することは出來ない。ライヒスゲリヒトは自分獨自の見解に基いて、當事者双方の事情を調査した結果、事件を公平に解決するためには債務額に一定の變更を與へることが相當と考へたから、さうしなければならぬと云ふことであります。即ち最初は貨幣價値說で判決して居つたのでありますが、經濟學者が餘り爭ふから經濟學說から離れて、學說は學說として委せて置く。然し裁判所は獨自の見解で公平に依つて債務額に變更を命ずるのであると云ふ判決を下すに至つたのであります。さう云ふ判決を讀みまして、私はこれをわが國に紹介し、そして內部價値、外部價値と云ふことは、何う云ふことを云ふか色々經濟學者に聞いて見ましたが、到頭今日迄解らず了ひでありましたから、そこを今日經濟學の先生方から教へていたゞきたいと思ふのであります。そんなことを云はない方がいゝ。內部價値、外部價値はない。總べて貨幣は內部價値だけだと云ふことを云はれた學者もあつた樣であります。

要するに私共には何う解釋していゝか解らないのでありますが、一體吾々は貨幣と云ふものを素人考に考へますと、これは話す必要もないとは思ひますが、沿革上貝殼とか、資石とか、或は豚とかゞ、貨幣になつて居つた時があると、この場合は勿論有體物に違ひない。それを法律の方では、現にわが民法も賣買と、交換も同じ性質の契約としてあるのであります。それは貨幣の沿革から申しますと、自分のこの着物と、その資石とを取換へる。さう云ふ觀念から、この場合の資石が偶々貨幣として通用して居つたのであるからと云つて、貨幣として通用する資石であらうと、さうでない資石であらうと、資石と着物を取換へることには變りはない。さう云ふ原始的な形での資買は交換に過ぎない。この時代に於いては到底名目學說は發展する餘地がない。然し本位貨制度に移つても、兌換券と同じだけの金が、或は銀が、積まれてゐる場合ならば、今の樣な說明が成立つが、實際は貨幣法はそんなことを云つてない。正貨の準備が經濟生活に差支のない程度のものだけを積んで置いて、さうして兌換券はそれより澤山な量を出すから、斯

う云ふ場合に於いては、既に原始的な意味に於ける實質說と申しますか、金屬學說では說明がつかぬので、それから段々發展して行つて、全く正貨準備のなくなつた場合とか、債券を以つて正貨準備に代へる場合とか、更に一步進めて本位貨制度を止めてしまつて、純然たる不換紙幣に移ると云ふ場合になると、到底金屬說の說明はつかなくなり、その場合の貨幣と云ふものは、物で說明することが出來ない。吾々としては物で說明するならば一種の無體物と云ひたいのでありますが、そこは經濟學では何んと申して居りますか、兎に角有體物ではない。

それでは貨幣を何んと思念したならばいゝか。從來の貨幣學說に問うて見ようと思ひまして、こゝに聞き憶えたものを書き留めて見たのでありますが、先づ交換の媒介物、卽ち貨物と貨物があつて、兩方を見合せて媒介する役割をするのが貨幣である。この場合に貨幣それ自身には價値がない。先刻の着物と寶石、その兩方の價値を、それぞれ、その割合を示すのが貨幣に過ぎない。そんな樣な說明ではないかと思ひます。

それから斯う云ふ樣な說があります。或貨幣の數量單位が吾々の金錢である。只今紙幣が何十億發行されてゐるかよく存じませんが、假に五十億發行されてゐると致しますと、その五十億の貨幣の內幾らが單位になるかを現在の物資に割當てた數が現在の貨幣單位であります。この單位を定めるのが貨幣であつて、例へば自分の欲しい或物を買受けるにはこの貨幣の何單位を持つて行くならばそれを買へるか。結局貨幣は數量單位に過ぎないと云ふ說があります。それと同じ意味ですが、金額の單位と云ふことを云つてをる說もあります。數量の單位は金額の單位ですから、さう云ふことを云ふかも知れません。民法の金錢、金額を同じに見る說にはこれは都合のいゝ說でありますが、斯う云ふことになると貨幣の方は數量が非常な意義を持つて來ると思ひます。何う云ふ風に單位を取るかゞ大いに問題となるのでありますが、例へば發行されてゐるものが五十億であると、若し物資が變化しないのに貨幣の數量丈がふえて、五十億が百億になると貨幣の價値が違ふと云ふことになつて、インフレーションになると思ひますが、勿論物資の分量が五十億の時と比例して殖えて行けば貨幣は百億になつても金額の單位はかはりません。これを如何に說明すべきでありませうか、何うかよく敎へて戴きたいと存じます。

また信用說といふのがあります。卽ち貨幣と云ふのは結局發行者の信用だといふ說であります。これは素人にもよく解るので、詰り政府が國民に對して絕對の信用を持つてゐるならば、貨幣と云ふものは十分な價値を持つに違ひないと。何かの理由で國民が發行者に對する信用を失ふと、貨幣價値は下つて行くに違ひない。信用の單位と云ふことが云へるか何うか知りませんが、信用が貨幣の本質、實質であると云ふことは、吾々素人には一寸解る樣な氣がして、內容がある樣に思ひます。信用と云ふのは有體物か、無體物かと云ふと、不明瞭になりますが、少くも吾々の信用權と云つてゐるあゝ云ふ法益は無體物であります。財產的、金錢的、價格のある（價格と價値の區別を存じませんから言葉が一緒になるかも知れませんが、惡しからず願ひます）。例へば商人の財產的信用は非常に金錢的價値を持つてゐる。然し學者の信用とか、政治家の信用と云ふものには金錢的價値がないことになります。今の場合の貨幣の本質を信用だと云ふことになつて來ると、そしてそれが財產的價値のない信用だと云ふことになると、貨幣論から離れてしまうことになります。財產的意義に於ける信用は有體的な紙に依つてそれが具體化されると云ふことになると、有體性が出て來るのであつて、それが有價證券の根本觀念であります。しかるに信用自體が貨幣の本質であると云ふことになると、吾々としては無體物であると云はざるを得ないのであつて、たとへその信用を紙によつて表章したとても有體性はたゞ紙自身が持つて居る丈であつて、それに盛られてをる無體的な信用とは別々になると考へるのであります。

次に歴史説とでも申しますか、貨幣價値は歴史的單位で決まると云ふ説であつて、私共法律を歴史的に研究しようとするものには飛立つ程に嬉しい説でありますが、この歴史的な單位が何を指すか摑めないで、唯今解らずに居ることですが、何うふ意味で歴史的な單位と云ふことを云ふか、お教へを願ひたいのでありますが、何の説がいゝのか、何の説に依ると經濟生活に適應した解決が得られるか。そこらの點は解りませんが、何れにしても名目學説で云つてゐることは貨幣單位の價値と云ふものは、少くも物質から離れてゐる。物質は有體物といふ觀念の内容であると考へて居りますが、それと離れてゐる。それは歴史とか、信用とかで云ひ現されるものが、精神的なものと云ふか、或はもう少し深いところに觸れて來るが、道義的な觀念でありませうか。今日迄道義説は誰からも教へられてないのであります、兎に角有體性を否定しようと云ふ考へ方が強く殘れて來るのであります。法律學に於いて金錢は有體物に非ずと云ふ説は、斯う云ふ學説の影響を受けたものであるに違ひないのであります。

そこで今擧げました何の説に依りましても、矢張り單位、ユニットと云ふものは認めて居るのであります。それが摑み取なのでありまして、單位が高くなるか、低くなるか知らないが、兎に角一と云ふものが立つて、それは決して零ではない。零ならば取引の標準にならない。一が立つから交換の媒介物にもなるのであるが、この一が色々な因子、ファクターに因つて變化して行く。先づ第一に誰れにでも解るのは貨幣自體の數量の變更であります。それから物資その物の增減であります。又同じ數量の物資であり乍ら、それに對する需要の程度、供給の難易、需給關係と云ふものが貨幣のユニットに影響を與へて行くのではないか。殊に又素人考ではありますが、貨幣自體に商品性があるのではないか。貨幣が商品として取扱はれる場合が、大分あるのではないかと考へるのであります。貨幣の數量とか、物資の數量とか、需要供給の關係とか、貨幣自身に對する商投機とかが、貨幣の商品性と云ふ言葉で現してゐるものが貨幣の價値に影響して參るのではないか。これに依つて單位が高くもなり、低くもなり、甚だしい時は前の世界戰爭後の獨逸の樣になつて、點を打つて零を十一だか付けて居つたと思ひますが、これは零に近いもので、實際上は零と變るところはないのですが、そんな場合でも理論上は零ではない。何んなに減少して行つても貨幣價値の一と云ふものは成り立つのではないかと考へます。然らばこの意味の貨幣單位はこれを貨幣の外部的價値と考へていゝのか内部的價値と考へていゝのか。今後お教へを願ひたいと思ひます。

法律の方ではその問題を何う云ふ風に見て行つたならばいゝか。これを少し逃べさして戴きたいのでありますが、丁度時間ださうでありますから、一休みして、この次を逃べさして戴きたいと思ひます。（拍手）

では先刻に續きまして、今少しの間話さして戴きたう御座います。大變御迷惑で御座いますが、今度は經濟學から逃避致しまして、法律學の方へ逃込まうと思ひますが、又それも、經濟學及び商業學の先生方のお教へを仰ぐと云ふ意味で、法律の方にこんな樣なことがある。それを何う考へたら宜しう御座いますかと云ふ質問を含んで居るものとお考へ願つて、後で十分にお教へを願ひたいと存じます。法律の方で貨幣の本質と申して居りますものが、メタリズム、ノミナリズムの學説を解決するに幾らか役に立つのではないかと考へますので、私が素人考へで材料になさうに思ふものを多少拾ひ集めて見たのであります。これは獨斷だとお叱りを受けるかも知れませんが、思ふ儘に述べさせていたゞきたう御座います。大體民法の範圍だけから集めたもので御座います。

そこで先づ金錢と云ふものには少くも三つの違つた本質のものがありはせぬかと云ふ臆說を申上げて置きます。或はその外にもあるかも知れませんが、少くもこの三つのものは違つた意義を持つてゐる。既に意義が違つてゐるとすると、或は本質も變つて居なければならないのではないか。それともこれから申上げます様な種々な場合、少くもその三つに分れて居ります場合を總括して、全體的に貨幣の本質を決めることが出來るか、否か。これが今私の胸に抱いてゐる大きな疑問なのであります。その三つの異つた性質のものと云ひますと、第一は交換の媒介物として役立つてゐる金錢、代金とか、代價とか云つてゐるのはそれが多いのではないかと思ひます。第二は交換の目的物、取引の客體と申しますと、自分自身が取引せられるものになつてゐるもの、これが交換の目的物。色々な場合で現れて參りますが、極く卑近な例で申せば、貨幣を貴重品として申告して、高い運賃を出して貨幣を運送する場合の特定金錢は、明かに運送契約の目的物に違ひありません。又例へば金錢を蒐集して居る、骨董的な意味で金錢を集めてゐるが、これは金錢の目的を逸脫してゐると云ふならば、別ですが、それだつて金錢といふ性質を存續しつゝ取引の目的物となる場合があります。第三に交換の媒介物、取引の目的物とははつきり違つた場合として、何か無形的な價値の表象としての意義があります。これは民法の慰藉料、謝禮、その他の例に就ても少し考へて見たいと思ひます。これから先は民法その他の法律から、又日常生活から材料を集めたもの許りで、決して深遠なる原理と云ふものではなく、それから深遠なる原理を引出して行く素材に使つて戴くことができればよいと思ひます。

先づ代金であります。先刻申しました民法は賣買の對價に限つて代金と云つて居りまして、卽ち民法第五百五十五條に依りますと、當事者の一方が或財產權を移轉することを約し、相手方がこれに代金を拂ふことを約することに因つて效力を生ずる。この規定から見ましても、民法自身は金錢の所有權と他の財產權が交換されるので、廣い意味の交換であります。さう云ふ規定の仕方をして居ります。これを見れば先程申しました第二の部類に入り、詰りこの本を十圓で賣ると云ふのは、この本と十圓と云ふ有體物の所有權が入れ變るのであつて、それは金屬說の見地でありまず。ところが判例も既に認めて參つて居ります樣に、今日の經濟生活に於いて、賣買を單なる交換であると云ふのではなく、財と財との交換を媒介する働きが、代金に含まれてゐると云ふ見方は民法の說明としても成立つものであつて、民法以後の學說の發展によつて附加へられた解釋であり、そしてそれを裏付けるものは經濟原理でなければならぬのでありますから、これは經濟學者が十分に聲援をして下すつて、さう云ふ學說が民法の解釋中に確立する樣に努力したいと思ふのであります。さうすると代金と云ふものが二つの意義を持つことになるのであります。一は金錢の所有權と、それから他の財產權との入れ換はる一種の交換であります。又他の一は貨幣は或財と財の交換を媒介する要具であるとする見方であります。これは代金に就いて申したのでありますが、それに合ふものが外にないか調べて見た所が、兩替が御座います。兩替は民法には直接に規定は御座いませんで、商法に御座います、兩替その他銀行取引と申して居りますが、梅先生は兩替は交換であると云つて說明して居られます。しかし交換の規定には當て嵌りませんので、交換は民法第五百八十六條で御座いますが、「交換ハ當事者ガ互ニ金錢ノ所有權ニ非ザル財產權ヲ移轉スルコトヲ約スルニ依リテ其效力ヲ生ズ」と、斯う申して居ります。今お話してゐるのは、金錢の所有權と、金錢の所有權とが入れ違ふのだから、この定義に當て嵌まらないが、梅先生がそれを交換と云はれるわけは、實質的に見ると十圓札と五十錢札と云ふものと、數量が一個と二十個を取り換へると云ふので、交換と見るのでありますが、然るに十圓札で小錢を買ふと云ふことになると、交換ではなくて賣買になります。兩換は賣買であると云ふ說が經濟學者中にもあるさうですが、民法學者中にもさう云ふ說を立てゝゐる人もあります。さうすると十圓札が代金の働きをして、

それに對して五十錢を十九枚戻れますが、それと更に小錢を幾らか戻れるのでせうが、それが商品で、十圓札で小錢を買ふ。この場合の十圓札は代金の働きをして居つて、先刻の第一の意義になるのであつて、十圓札は決して物として取扱はれてない。交換の媒介物として取扱はれる。從つて十圓札でなく、五圓札二枚であつていゝのであつて、即ち民法第四百二條が適用される。これに對し先方は五十錢札を戻れなければならぬので、そこに商品性が現れて來るのであります。

それから賃金ですが、これは一般の用語としては雇傭契約の報酬などに賃金、或は賃銀と云ふ語を使つて居つて、法律上は報酬と云ふ意味でありますが、民法の賃金と云ふのは、賃貸借の對價であります。家を借りて家賃を百圓宛拂ふ。斯う云つた様な場合であります。これは見方に依つて色々になります。恐らくこの場合こそは先刻の三つの場合が皆成立つのではないかと思ふのであります。第一の見方と致しますと、一方賃貸人が、それが住居を與へます。住居は經濟上の財と見なければならぬのでありますから、それに對して他方借家人の方は何かこれに代るべき財を供給すればいゝので、その財の供給の代りとして金百圓をやる。交換と云ふ意味でなく、媒介物の場合の代金と賃金が同じ働きをする。これが第一の意義であります。又そんな難しい見方をしないで、一方が住居を與へて戻れるに對し借家人はその反對給付として百圓と云ふ金錢それ自體、金錢の所有權を與へるに外ならない、と云ふ見方も出來ぬことはないのでして、さうすると、住居と云ふ無形財と金錢と云ふ有形財との交換だと云ふ說明が成立ちます。それから第三番目の見方は、明治以來の生活には現れて居ないが、昔の大家さんが店子に住居を供與する場合に於いては、寧ろ住居を與へて貰ふことに對する感謝の意味として店賃が拂はれて行くことになるのであります。そんな風の借賃は民法は認めない方針を執つたが、それにも拘らず住居を與へて貰ふことは、德義的な、道義的なものであると云ふ見方は、今でも滅びて居ないと思ひます。却つてこの時局になりましてから、寧ろさう云ふ道義性の方が强調されて居る様にも考へるのであります。さう致しますと、この住居を與へて戻れるに對しまして拂ふ所の金百圓は、報恩謝禮の意を含むことになります。即ち第三の意義であります。これは從來の普通の見方ではないと思ひますが、然し隨分さう云ふ見方をするのが、日本的な法律思想ではあるまいかと、さう考へることも出來ると思ひます。

次に報酬について申しますと、これは先刻も申した通り經濟學又は商業學では賃金と云つて、全く物質的な見方をして居ります。即ち勞力を商品と見まして、それを金で買ふのであつて、勞力の賣買なのであります。その勞力を、日給なり、月給なりで買ふと云ふ勞力を商品視する考へ方は民法には直接に出て居りませんけれども、商法は商行爲の所に規定して居ります。或供給者があつて、勞働者を供給するのであります。さうすると云ふと、供給を受けた人は勞力に對して金錢を拂ふのであつて、その金錢には代金性を持つてゐるのであります。さう云ふ見方が成り立つとすれば、その代金には第一の意義と第二の意義があり得る譯であります。然しこれは法律の方では既に十八世紀に於いてさう云ふ思想は捨てられたのだと云ふことを、梅先生は言つて居られます。勞力を商品として取り扱ふことは法律上は許されないのであります。然るに今から十數年前に唯物史觀が盛に論議されました時分に勞力を商品視する考へ方が相當强く現れて居つた様に聞いて居りました。或ひは債權の客體は債務者であるとか、又は債務者の行爲であるとか云ふ說も幾分かこの勞力を物品視する考へ方の影響を受けたものであります。然し、私は法律上さう云ふ見方をしないで、飽く迄凡ゆる自然人は人格者である。人格者が自分の勞力を賣ると云ふ様なことは法律思想としては成り立たないと云つて居りました。それが今度の新事態になりまして、吾々の勤勞を、それを商品視しない考へ方が判然と成り立つて來たと思ひます。さう云ふ見方をすると、報酬と云ふものは、吾々の勤勞に對する無形價値を表象す

るものになるのであります。即ち第三の意義であります。これに因り報酬に就いても第一の意義、第二の意義、第三の意義と違つた意味の金百圓と云ふものが成り立つのではないか。報酬なんかと云ふことを云つて居りますと、とても勤勞奉仕と云つた様な考へ方を容れる餘地がないことに賛成して下さる方は、こゝにゐられる法律學者中にもあると思ひます。報酬は吾々が育つて來た西洋傳來の物質主義の影響であります。しかし西洋にも唯物主義許りではなかつたのであつて、例へば謝禮オノラリユームについて見ますと、民法には謝禮のことを云つてないのであつて、負擔附贈與と云ふことを云つて、その負擔の中にはオノラリユームと云ふ觀念と共通な思想が含まれてゐるのであつて、註釋に依つて梅先生のお言葉をお傳へしますと、我國に於いて謝禮と云ふものは昔から行はれて居つた。「醫は仁術なり」「三尺下つて師の影を踏まず」その時代に於いて先生に持つて行く謝禮と云ふものは、決して報酬ではないのであります。即ちそれは法律上の給付ではない。民法制定當時にさう云ふ氣風は殘つてゐたが、これは純粹な德義的なものであるから、法律上に取上げない方がいゝ、それでは法律に取上げた金一封は何かと云ふと、それは報酬であると云ふのが梅先生の說明でありました。既に報酬となつた以上は、勿論報酬請求權、謝禮請求權として發生する。それと同じに、贈與の場合の負擔も矢張り法律上の反對給付として成立すると云ふので、總べて「雙務契約ニ關スル規定ヲ適用ス」(民法第五百五十三條)と云ふ規定が置かれたのであります。これは歐羅巴のローマ法流な考へ方には反するので、第二期の民法學者が獨逸の民法を研究して負擔は反對給付ではない。負擔附贈與は無償契約であると云ふことをはつきり言明致しまして、今日通說として承認せられたのであります。その考へ方をオノラリユームに應用すると、負擔と全く同じで、法律上の給付でありますが、併し報酬ではないのであります。中間のものになります。結局同じ金一封を持つて行くことが三通りに分れるので御座います。昔の東洋流の考へ方で、德義上の金一封、これは法律上の意義がないものであります。その反對の考へ方のはつきりしたものが報酬であります。金一封と云つて持つて行つても、中の百圓が意味をなすから、相當の報酬額でないならば足りないと云ふことが云へる譯であります。その中間に於て謝禮が成り立つのであつて、法律上の給付でありながら然しそれは報酬ではない。對價ではない。謝禮附で契約する委任なり、準委任なりは無償契約であると、斯う云ふ考へ方であります。純粹な德義上の謝禮を認めても、この場合の金一封は運送だの、貨種蒐集の場合の貨幣と全然同じものになると存じますが、更に法律上の給付としての謝禮、これを考へて見ても報酬にあらざる併し乍ら勞勞に對する價値の表象と云ふ意味の金錢が贈られることになるので、こゝに明かに第三の意義が現れるのではないか、よく功勞金だとか、慰勞金と云ふことを申します。勿論民法には規定しません。それはこれらのものを法律上の給付と見ないためでありますが、しかしさう云ふものは謝禮と同じ意味に解して行けるのではないか。それは法律上の意義を有してはをるけれども交換の目的物と云ふ場合の金錢とは本質的に違つたものになるのではないかと存じます。

もう一つ損害賠償のことをお話したいと思ひます。損害賠償の目的となる損害は有形損害、無形損害であります。有形損害は物(家とか机とか)が燒かれたとか、壞されたとかです。さう云ふ價格費用を計算して、その實損害を金錢的價格で塡めると云ふにありますから、第一か、第二、恐らく第二だらうと思ひますが、無形損害の賠償即ち慰藉料は全然違ひます。それは或ひは精神的苦痛だなぞと云ふことを申しまして、その本質については色々議論がありますけれども、兎に角本來は金錢的に見積り得ざるものであるが、外に慰藉する方法がないから、表象、シンボルとしての金錢を與へるのであつて、金錢が持つてゐる流通量に着眼してゐるのではないと申すのであります。これは私共にも却々解りにくい說明であります。素人に解らない許りでなく、唯物主義の經濟學では說明がつかないのであります

す。そこで大正以後に於いては慰藉料の評價が行はれると云ふ學說が流行つてまるりました。殊に佛蘭西が一番先に出て居ります。我國の實際として生命保險の方で、新しい保險學說では生命の價格と云ふことを云ひ出したのださうでありますが、生命の客觀的な金錢的價値ですか、價格ですかを發見して拂ふ。それと同じ意味に於いて人の死に又は傷つけられたものに對して慰藉料を拂ふ。詰り生命とか、身體と云ふものに對する損害の評價になる。だからその本質に於いて有形の損害と少しも違ひがないと云ふのであります。この學說には私自身も幾分かかぶれたのであります。理論よりも、裁判の實際に於いて、同じ樣人が殺されながら或場合には何千圓拂へ。或場合は何百圓と裁判官は確かに評價をしてゐるのであります。さうすると身體、生命に價格があると見なければならぬと云ふ、唯物的な見方であります。民法が慰藉料を認めたのは本來はさういふ見方ではないと云ふことは貞操侵害の場合を見れば解ります。貞操侵害にも物質的な見方は著しく現れて來て居ります。貞操侵害の慰藉料の事件は非常に數多くありますが、皆それ〳〵慰藉料の額が違ひます。さうすると貞操にも價格があるのではなからうかと云ふ疑ひを持つに十分であります。若い經濟學者で今は實業界の相當の地位に就いてゐる人が貞操にも價格がある、貞操は女子の最大の資本だと公言したのを聽いたことがあります。餘程前のことですから、今云つてゐるか何うか存じませんが、然し唯物主義からはかう云つたやうな考へ方も出て參るのであります。そこまで行かずに、通常の法律家の考へ方に從つて生命の價格、身體の價格を生命又は身體それ自身の價格と考へずに、生命なり身體なりに對して生じたる損害の價格であると考へれば法律的に成り立つかも知れません。貞操侵害に對しても貞操侵害の價格であると云つて云へないこともないでせうが、それにしても法律に含まれた道義性が破れて行くのであります。そこで今の慰藉料、無形の損害と云つた樣なものは、先刻申上げた謝禮とか、功勞金とか、慰勞金と云ふ樣な場合と同樣に、一種の無形的な價値の表象である。決して交換の媒介物、交換の目的物と云ふ意味の金錢を與へるものでないと云ふ說明が出來たならば、法律に於ける道義が維持されるのであります。一番私が申上げたいことは、そこなのであります。何うも唯物主義に從つて云つてしまうと、慰藉料とか、謝禮とか、さういふものゝ本質は全く沒却されて、勞力を商品と見た場合の代價と異るところがないことになります。これは道義に反することであつて私共は慰藉料や謝禮は勿論、又進んでは報酬迄も、單に勤勞の經濟的財としての評價の樣に見たくないのであります。

と、大臣の經濟的價値は、會社の重役の十分の一にも及ばないと云ふ樣な結果になり、斯う云ふ見方は法律的には適當でないのでありまして、會社の重役の貰ふ一萬圓と國務大臣の貰ふ千圓の間には本質的な相違があると見たいのでありますが、斯う云ふ見方は果して成り立たないであらうか否かを伺ひたいのであります。

その外餘り澤山な例を申上げる必要もないと思ひますが、もう一つ違約金のことを云はせて頂きます。違約金はこれを損害賠償として拂ふ場合には先刻申した場合と同じでありますが、罰金として拂ふ場合があります。この場合は慰藉料と同じ樣な性質を持つてをるものと說明して、第三のカテゴリーに入れていゝのではないでせうか。民法では過料と云ふものを規定してをりますが、更に進めて罰金、この頃の樣な經濟犯になると、閣取引で三千圓位では少いから、それをもつと多額にしろとか申してをりますが、この場合は幾分交換の媒介と云ふ觀念が働いてゐるかも知れませんが、本來罰金は慰藉料なんかと同じ樣な意味の無形的な價値（この場合は消極的意義の）表象であると云へないでありませうか。況してこれは民法の問題ではありませんが、恩給とか勳章の年金とかであります。前線に働いてゐる勇士達が、或は金鵄勳章を戴いて、それについてをる年金を聞いて見ると僅かな金額であります。あの人達はそれだけの金額で生命を賣つたのかと、若しもさう考へたとしたならば、法律の道義性は全く破れてしまふのであります

す。その場合の金鵄勳章に附いてゐる年金は金何百圓といふ金額で示されてをるけれども、その本質が第一の意義、第二の意義のものと違ふと見て戴くことは出來ないでせうか。

以上の外にまだ澤山例を申上げる所でありますが、大體それ位に致しておいて、さて色々な方面から考へて行きまして、それで結局私共法律學で金錢、貨幣と云ふものを取扱ふ上に於いて、三つ違つた本質のものが集つてゐると說明して行つて見たいのでありますが、これは容されることでありませうか、如何か。

先づ第一の交換の媒介物としての貨幣、これは色々なファクターに依つて貨幣の價値が決まるので御座いませうがその價値が現在流通に置かれてゐる物資の總量、貨幣量、資財の素質、など、貨幣の價値は貨幣自體に依つて決まると云ふよりも、外部の事情で決まるのではないか。一番解りよく云へば同じ物資に對して金が五十億出るならば、それに百億出るならば、貨幣の購買力は二分一に減ると云ふ樣な譯であります。殊に政府の信用、及び信用よりも一層强く働いて來ると思はれるのは威力であります。今度の統制などで考へて見ると、それは信用もあるけれども、矢張り威力が貨幣の價値を維持する强い力を持つてゐるのではないか。武力、警察力、裁判力で貨幣の價値を維持することが出來るのではないか。卽ち交換の目的物たる物資相互間の關係によつて値段がきまると見るよりも、寧ろ現在流通に置かれてをる物資の總量に對し貨幣の總量によつて現はされてをる國家の信用殊に威力との關係によつて貨幣價値の單位がきまるのではないか。斯く外部の事情に依つて減つて來るが、如何に減つても零にはならない。しかし獨逸の前の世界戰爭の後のやうな風に下つて行つては、零と同じに社會的に働くと云ふことを考へなければならぬ。今インフレーションと云ふ樣なことを云つてゐるが、警察、裁判、憲兵、武力に依つて政府の信用を維持したならば、特に威力による統制が十分に行はれさへすれば、貨幣の單位はそれ程下りはしないのであり、たとへ下つたとても決して零に近い、零と同じに働く數にはならないのであります。卽ち結論として、第一の貨幣の本質は外部の種々な因子によつて貨幣價値に影響を受けるけれども、結論的には飽く迄貨幣自身の單位がある。貨幣には價値がないと云ふならば零であり、何んなに少くても單位になると云ふのは一ですから、結局最後の單位としての一は貨幣自身が、それが外部的價値かゝ內部的價値かに別問題として、持つてゐる價値ではないですか。零ならば交換の媒介物にはなることができないと思ふのです。なぜならば零は單位にはならないからであります。こゝを經濟學上如何に例うべきか、教へて戴きたいのであります。

第二の交換の目的物としての貨幣であります。これは貨幣の商品性であります。それは前の世界戰爭の時の樣に女國爲替を利用してマークを買つたり賣つたりした場合には最も顯著に現れました。當時私の聞きましたところによると、世界の山師がマークの追落しをやつた。瑞西の時計屋が時計が賣れないから、マークを買つて相場をやる。亞米利加などでも大きな相場をやつて、それでマークが追落されてゐるが、これは相場の騰落をねらつて貨幣を投機の目的物にしたのであります。それに鑑みて我國に於ても爲替管理に依り絕對に投機をさせないで居ります。自由に投機させると上つて行く時もありませうが、追落しを食つて下つて來ることがあります。先刻申上げました明治の初年に國立銀行ですか、色々銀行が出來て、さうして貨幣の發行權を與へたのださうですが、これは大變札の相場が安くなつた。その下落は大したことはなかつたと同樣に聞きましたが、一圓札が六十錢位に通用したと云ふ樣な例はあつたとか申して居りまして、それは外の理由で來たことを私も子供心に憶えて居ります。斯う云ふ札ならば四十五錢、斯う云ふ札は六十錢と云ふ樣に同じ一圓札でも物によつて値がつきましたのです。これなどは明かに貨幣の商品性だと思ひます。さ

う云ふ意味に於ける交換の目的物としての貨幣は他の種類の財と同じに働くのであります。その相場に作用するファクターも色々あつて、私には十分には說明出來ませんが、數量も働くのでありませうし、小錢が拂底した時は小錢が非常に高くなると云つたこともあると思ひます。愛好家になると意匠、模樣、質などでもいくらか高く買ふのでせう。さう云ふ商品性は統制經濟に於いては絕滅しなければならぬと思ひます。民法が兩替も交換と同じに考へて居ります處に、貨幣の商品性が現れる樣でありますれば、それは民法自身の貨幣の立て方を變へて行つてもいゝのではないかと思ひます。そしてこの商品性と云ふのは勿論メタリズムならば說明出來るが、ノミナリズムでは說明出來ないことなのでありませうか。それとも、紙でも、何處の銀行のは高く賣れるといふのは、紙にも商品性があるのでありませうか。恐らく紙に依つて差違を認めたとは云はれぬと思ひますが、或ひは貨種の物質如何に拘はらず、發行者の信用なりその他のファクターから貨幣その者の本質として商品性が含まれてゐるのでございませうか。そんなことに就いてお敎へを願ひたいのであります。

第三の無形的な表象としての貨幣の價値、これは新しい問題として取り上げて戴きたいと思ふのであります。先刻の例でも大體は盡きたと思ひますが、或は名譽の表象として動功とか、功德とか、功勞を表す場合とか、又は反對に不名譽、汚辱の表章として罰を課するとか、これは今迄述べてゐる貨幣と本質が違ふ。それから生活必需品について考へましても、吾々が日本人として生活して行くに必要な物資を得るだけの貨幣はこれは單なる交換の媒介性で說明すれば、物資と勞力との交換といふことにならざるを得ないけれども、さうしないで、矢張り勤勞に對する無形の價値表象として金錢が供與されるものと見るならば、生活必要物資を購入する場合にも、財と勞力との交換といふ觀念は破られて、勤勞に對する價値の表彰としての金錢が交付されると云ふことになります。これは第三の意義の金錢が

第一の意義の金錢に轉用せられるのであつて、卽ち貨幣の本質上の轉換が行はれるのであります。これと同樣に貨幣が商品として取引せられる場合にも、貨幣の本質的意義の轉用があると考へなければならないと思ひます。恰も藝術品が骨董品として賣られるのと似てをるのであります。尙ほ近頃盛んに行はれてをる奉仕とか、慰問とかの勤勞に對して拂ふ所の謝禮的なものも第一、第二の意義の金錢とは別なものとして規正して貰ふことは出來ないでせうか。以上第三に述べましたところを要約すると、この意義の貨幣には道義的倫理性に基く、精神價値が含まれて居るのであります。貨幣論の中へさう云ふものを入れて行つて、さうして一元的な說明が與へられるならば、吾々は非常に有難いと思ひますが、何うしてもさう云ふ樣なものは貨幣論の範圍內に入らぬものだと云ふならば、吾々法律家に於いて經濟方面に於いて云ふ貨幣と別な意味の金錢を作つて行かなければならないことにもなるのであります。

第三の意義のものを除いた範圍ならば、第一、第二のものならば唯物主義の經濟學說が成立する譯になり、それをノミナリズムで解釋すると、民法第四百二條は困難なく理解されるのであつて、「債權ノ目的物ガ金錢ナルトキハ債務者ハ其選擇ニ從ヒ各種ノ通貨ヲ以テ辨濟ヲ爲スコトヲ得但特種ノ通貨ノ給付ヲ以テ債權ノ目的ト爲シタルトキハ此限ニ在ラズ」——卽ち現行貨幣制度の認めた貨幣ならば何の貨幣でも百圓なら百圓拂へばいゝ。「特種ノ貨幣ノ給付ヲ以テ債權ノ目的トシタルトキハ此限ニ在ラズ」だから、特種なものを拂はなければならぬ。金貨約款もこの但書から出せないことはないが、民法起草當時は金貨約款は無效と考へて書いたものではないにちがひありませんが、その後の經濟事情に因り金の流通が制限され、特に現在の時局の下に於ては金貨約款は公序に反するものとして、これを無效と考へていゝと思ひます。次は「債權ノ目的タル特種ノ通貨カ辨濟期ニ於テ强制通用ノ效力ヲ失ヒタルトキハ債務者ハ他ノ通貨ヲ以テ辨濟ヲ爲スコトヲ要ス」——これは私共は大學で圓銀の廢止を例に取つて聞いたのであります。圓

銀が廢止されたならば五十錢銀貨で拂ふ。さう敎はつたのでありますが、今日と致しましては如何で御座いませうか。金貨にも適用があることになりませうか。「前二項ノ規定ハ外國ノ通貨ノ給付ヲ以テ債權ノ目的ト爲シタル場合ニ之ヲ準用ス」——それも矢張り何う云ふことになるか。何れにしてもこの規定はこれを第一又は第二の意義の貨幣を規定したものであると解するならば、純粹の唯物主義經濟學に依つて說明すると、名目學說であるならば、それは經濟事情の變動に伴つて當然增額、減額が行はれなければならないのであります。然るに第三の意義の貨幣も本條の金錢であると云ふことになると、その金百圓は流通關係によつて價格の變動すべき金錢として金百圓ではないから、飽く迄も金百圓で行かなければならぬ。それを二百圓に增額するには特別な方法が與へられなければならぬ、それは私は事情變更の原則だと思つて居ります。裁判官が、大審院が行ふべきで、これは民法の規定の解釋に依るのではなく、經濟的な非常な變動の起つた時やるべきでありとす。故に民法の解釋としては、第三の意義のものを入れて考へるならば、第四百二條は經濟事情の如何に拘はらず、法定の額だけ拂へばいゝと云ふ解釋になるのではないでせうか。

大變雜駁なことを申しましたけれども、今迄云つた第一の意義の貨幣だけでも、貨幣價値が減じて行つてしまふ場合が起ると思ふので、それを自然の儘に委したならば、國民生活を威嚇することになりますから、貨幣價値の遞減を防ぐ法律的指導が必要ではないか。それには統制を强化する外はなく、そして統制が强化されるに從つてこの第一の意義の貨幣の本質は失はれて行くと云ふことになるのではないでせうか。然るに第二の意義のものとなりますと、相場の變動につれて貨幣自體の價格に差違を生ずることは見易いのであります。これらの變化を貨幣の內部的價値と見るか、外部的價値と見るかは暫く別論と致しましても、兎に角貨幣の値段に高低のあることは免れ難いのであります。その高低をわからしむる爲には貨幣を商品として取り扱ふことを禁止するより外はありません。然るに第三の意義の貨幣に至つてはそれ自身には決して高低はないのであつて、或勳功に對して金百圓をもつて賞すべきものとされたならば、外界の景氣の變動如何に拘はらず百圓をもつて支拂はるべきものであります。かく高低のある貨幣と高低のない貨幣とが一樣に法律上の金錢債權として取り扱はれて居ります以上、金錢の本質は複雜不明瞭となるを免れませんけれども、少くもこの高低のない本質を度外視して金錢の意義を定めることはできないのであります。故にその動く方面に着眼して假に金錢は物でないとか又は物なれども動產に非ずとかいふ說が成り立つにしても、動かない方面迄もこの說に捲き入れることはできないと思ひます。この方面に着眼するならば、金錢はそれ自身に價値ある若くは無形の價値を表象する記號としての有體物であると考へざるを得ません。單なる無形の價値によつて勳功なり勳勞なりが報償せられた場合と、それが金錢によつて報償せられた場合との相異は、一定の有體物を得ざると得るとの相異であります。然らばかくの如き有體物としての金錢の本質と交換の媒介としての本質とを如何に調和し把握すべきかは專ら經濟學の諸先生に御願ひしなければならないことでありますけれども、私共の素人考へといたしましては、統制經濟が强化徹底することになるに從つて、金錢の交換の媒介としての職能は簡單化するのであつて、寧ろ物々交換の配給票として役立つ位のものではないかと思ふのであります。又賣買の目的物としての金錢の商品性は完全なる爲替管理によつて略々絕滅せらるべきものであります。さうなると結局金錢の統制經濟下に於ける主要なる職能は勤勞の國民的價値の表彰たる本質を發揮することに集中されるのではないでせうか。そしてこの本質に重點を置いて貨幣を定義することになるならば、金錢とは無形的價値の表象としての有體物であると云ふことにならないでありませうか。

以上法律的に取扱つた貨幣、金錢は從來私共の經濟學に於いて聞いて居つたものとは違つた本質のものを含む樣に

思ひます。如何なもので御座いませうか、御教示を願ひます。洵に何うも御聞き苦しいことを長々と申上げました。

（拍手）。（終）

附記

山崎先生より態々印刷物を御送付下すつて、御教示を賜はり、又丹後教授よりも御懇切なる御助言をいたゞきましたことを厚く感謝いたします。

その後左右田喜一博士の貨幣學說を指示して下すつた方もあり、それらを參照いたして、なほ今後充分なる研究を續けたいと存じてをります。

岩田新

933 函 125 號 年 月 日

中央大學文化科學原理研究叢書

第3号

備考

發行所 東京市神田區駿河臺三丁目九番地ノ四
中央大學文化科學原理研究會

[illegible]地ノ四・中央大學內
吉郎
三十六番地
良一
三十六番地
株式會社

933
125

思ひます。如何なもので御座いませうか、御教示を願ひます。洵に伺うも御聞き苦しいことを長々と申上げました。

拍手。（終）

岩田新

附記

山崎先生より懇々印刷物を御送付下すつて、御教示を賜はり、又丹後教授よりも御懇切なる御助言をいたゞきましたことを厚く感謝いたします。

その後左右田喜一博士の貨幣學説を指示して下すつた方もあり、それらを參照いたして、なほ今後充分なる研究を續けたいと存じてをります。

昭和十七年三月三十日印刷
昭和十七年四月　五　日發行

非賣品

編輯兼發行人　東京市神田區駿河臺三丁目九番地ノ四・中央大學内　川原次吉郎

印刷者　東京市本郷區眞砂町三十六番地　鹽谷良一

印刷所　東京市本郷區眞砂町三十六番地　日東印刷株式會社

發行所　東京市神田區駿河臺三丁目九番地ノ四
中央大學文化科學原理研究會

933
125